

「輸出許可・役務取引許可申請書に伴う添付書類等について（お知らせ）」の一部改正について

平成15年12月24日
貿易経済協力局
安全保障貿易管理課

「輸出許可・役務取引許可申請書に伴う添付書類等について（お知らせ）」（平成6年3月25日付け）の一部を下記のように改正し、平成16年1月20日から実施する。

記

- 1の(2)の中「及び大韓民国」を削る。
- 1の(3)中「別表1の2に掲げる地域以外の地域を仕向地」の次に「又は提供地」を加え、「輸出令別表第1の3の2の項の中欄に掲げる貨物の輸出」の次に「又は外為令別表の3の2の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引」を加える。
- 1の(5)の中「、大韓民国」を削る。
- 1の(5)の中「及び大韓民国」を削る。
- 1の(5)の(a)を次のように改める。
 - (a)添付書類等は、次の表に従い作成してください。

添 付 書 類	
	貨物・技術の概要及び特性（様式1参照）
	パラメータシート等 当該貨物の形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素を証するに足りる書類。具体的には、パラメータシート又は輸出令別表第1若しくは外為令別表の規定との対照表（パラメータシートがある場合は、原則としてこれを用いること。）
	カタログ又は仕様書等の技術資料
	通常兵器通達の別記2に従った書類及び別記3の誓約書

以上の書類を1通作成してください。

なお、貨物等省令第7条第1号八のうち貨物等省令第8条第9号に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するものに該当する貨物若しくは貨物等省令第8条第9号に該当する貨物の輸出又は貨物等省令第20条第2項第9号のうち、貨物等省令第8条第9号に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するプログラム若しくは貨物等省令第21条第1項第9号のうち貨物等省令第8条第9号に該当する貨物の機能を実現するためのプログラムの提供を目的とする取引については、に掲げる通常兵器通達の別記の3の誓約書の提出を要しない場合があります。

また、貨物等省令第7条第3号八又はホに該当する貨物の輸出については、通常兵器通達の別記3の1又は2に規定する誓約事項に代え、他の誓約事項を盛り込んだ誓約書の提出を求める場合があります。